

滋賀県の最低賃金

効力発生日：令和7年10月5日

地域別最低賃金の件名	最低賃金 (時間額)
滋賀県最低賃金	1,080 円

ちゃんとチェック！最低賃金

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

詳細については、以下にお問い合わせください。

滋賀労働局賃金室 Tel 077-522-6654
大津労働基準監督署 Tel 077-522-6616
彦根労働基準監督署 Tel 0749-22-0654
東近江労働基準監督署 Tel 0748-22-0394



効力発生日：令和6年12月31日

特定（産業別）最低賃金の件名	最低賃金 (時間額)	適用業種（日本標準産業分類 平成25年10月改定）※2	各産業別の適用除外労働者 ※3
滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金	※1 1,046 円	ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業（生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業を除く）、衛生陶器製造業、炭素・黒鉛製品製造業、炭素繊維製造業	・雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの
滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	※1 1,060 円	はん用機械器具製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）のうちの農業用トラクタ製造業、建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く）、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業	・雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	※1 1,050 円	体積計製造業、はかり製造業、圧力計・流量計・液面計等製造業、精密測定器製造業、分析機器製造業、試験機製造業、その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業	・雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ・手作業による刻印、包装又は選別の業務に主として従事する者 ・部品の組立ての業務のうち、卓上で行う軽易な組線、巻線、かしめ又は取付けの業務に主として従事する者
滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金	※1 1,062 円	自動車・同附属品製造業	・雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ・卓上で行う軽易な部品の組立て、刻印、選別、包装又はバリ取りの業務に主として従事する者 ・手作業又は手工具若しくは小型機械を用いて行うシートベルトのウェビングの溶断又は縫製の業務（これらの業務うち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

※最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当や賞与、結婚手当等臨時に支払われる賃金は含まれません。

※1 令和7年10月5日以降は滋賀県最低賃金を下回ることから、特定（産業別）最低賃金が改正されるまでの間は滋賀県最低賃金の時間額円が適用されます。	※2 適用業種には、上記の産業において「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び「純粋持株会社」を含みます。	※3 次に掲げる労働者は特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、滋賀県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (3) 各産業別の適用除外労働者
--	--	--